

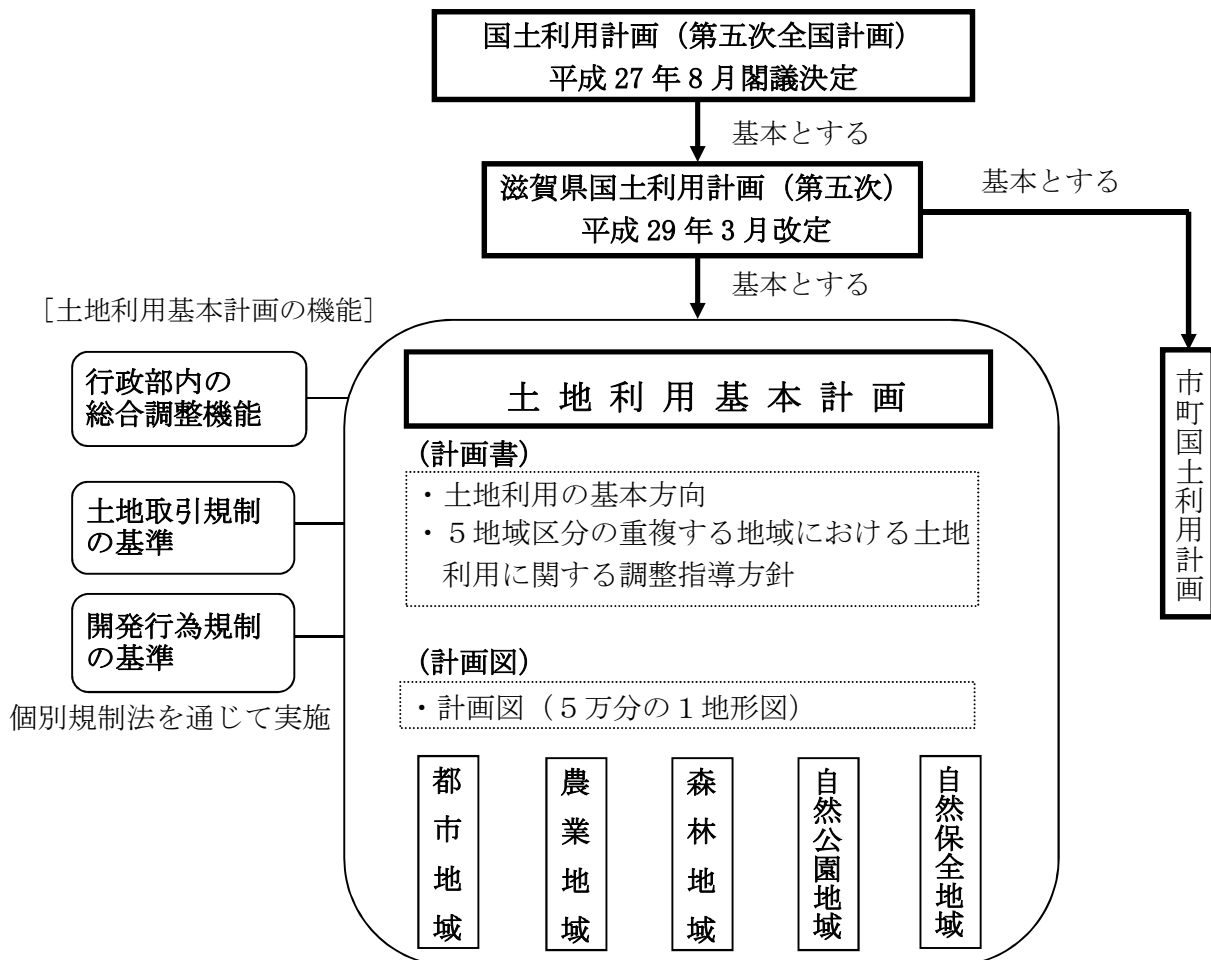
## 滋賀県土地利用基本計画の変更について

### 1. 背景

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画および都道府県計画）を基本として定めるもので、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等に基づく諸計画に対する上位計画として、行政部内の総合調整機能や土地取引規制の基準としての役割を果たすものです。

平成27年8月に国土利用計画の全国計画が改定され、これを基本として本年3月に滋賀県国土利用計画（第五次）を改定したことに伴い、今年度変更を行うものです。

### 2. 土地利用基本計画の概略



### 3. 計画変更のポイント

#### (i) 土地利用の基本方向

- ・「(1) 県土利用の基本方向」、「(2) 地域類型別の県土利用の基本方向」および「(3) 地域別の県土利用の基本方向」については、滋賀県国土利用計画（第五次）の「県土の利用に関する基本構想」の記述と整合を図る。
- ・「(4) 土地利用の原則」について、滋賀県国土利用計画（第五次）を基本とし、都市における集約化の観点や、森林における水源涵養機能の観点を踏まえ、記述を修正する。

#### (ii) 5 地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

現行の調整指導方針に「(4) 土地利用の原則」の修正を加味し、変更する。

### 4. 滋賀県国土利用計画審議会（9月7日）での主な御意見

- ・森林の多面的機能について、生態系サービスや地球温暖化抑制のような機能についても文言上配慮されたい。
- ・都市における集約化について、具体的な例示を挙げるなど明確化に努められたい。
- ・琵琶湖がある滋賀県において、森林の水源涵養機能の重要な位置づけを記述するのは滋賀県としての特徴であるので記載されたい。

### 5. 策定の経過および今後の予定

平成29年 8月	市町意見照会
8月21日	市町担当課長会議
9月7日	国土利用計画審議会において審議
11～12月	国土交通省事前意見調整
11～12月	市町意見照会
平成30年 1月	国土利用計画審議会において審議
1～2月	国土交通省意見照会
3月	計画の変更

## 滋賀県土地利用基本計画変更案の構成について

### 変更案

### 現行計画(平成23年3月)

前文

前文

#### 1 土地利用の基本方向

##### (1) 県土利用の基本方向

###### ア 基本理念

###### イ 基本的条件の変化と課題

- (ア)人口減少社会の到来
- (イ)自然環境と美しい景観等の悪化
- (ウ)安全・安心に対する不安の高まり
- (エ)県土管理の主体における状況の変化

###### ウ 基本方針

- (ア)適切な県土管理と県民の豊かさを実現する県土利用
- (イ)自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用
- (ウ)安全・安心を実現する県土利用
- (エ)複合的な施策の推進と県土の選択的な利用
- (オ)多様な主体による県土管理

##### (2) 地域類型別の県土利用の基本方向

###### ア 都市

###### イ 農山漁村

###### ウ 自然維持地域

##### (3) 地域別の県土利用の基本方向

##### (4) 土地利用の原則

###### ア 都市地域

###### イ 農業地域

###### ウ 森林地域

###### エ 自然公園地域

###### オ 自然保全地域

2 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

#### 1 土地利用の基本方向

##### (1) 県土利用の基本方向

###### ア 基本理念

###### イ 基本的条件の変化

- (ア)都市化の進展
- (イ)将来的な人口減少
- (ウ)第二次産業から第三次産業への産業構造の変化
- (エ)地球温暖化の進行・琵琶湖の水質保全等への配慮
- (オ)災害の増加
- (カ)地方分権、市町合併の進展
- (キ)厳しい財政状況

###### ウ 基本方針

- (ア)土地需要の量的調整
- (イ)県土利用の質的向上
- (ウ)県土利用の総合的マネジメント
- (エ)国土の国民的経営

##### (2) 地域類型別の県土利用の基本方向

###### ア 市街地

###### イ 農山村

###### ウ 自然維持地域

##### (3) 地域別の土地利用の基本方向

##### (4) 土地利用の原則

###### ア 都市地域

###### イ 農業地域

###### ウ 森林地域

###### エ 自然公園地域

###### オ 自然保全地域

2 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

## 滋賀県土地利用基本計画変更案の概要

### 前文

#### 1 土地利用の基本方向

##### (1) 県土利用の基本方向

###### ア 基本理念

- 健康で文化的な生活環境の確保と県土の持続可能な均衡ある発展を図る。

###### イ 基本的条件の変化と課題

###### (ア) 人口減少社会の到来

- 県土を荒廃させない取組の必要性
- 暮らしと産業を支える基盤づくりの必要性
- すべての人への配慮の必要性

###### (イ) 自然環境と美しい景観等の悪化

- 自然環境の悪化と生物多様性の損失

###### (ウ) 安全・安心に対する不安の高まり

- 災害などに対する不安の高まり
- 社会資本の維持管理が課題

###### (エ) 県土管理の主体における状況の変化

- 県土利用に多様な主体が参画

###### ウ 基本方針

###### (ア) 適切な県土管理と県民の豊かさを実現する県土利用

###### a 県土を荒廃させない取組

- 都市機能等の集約化等
- 低・未利用地や空き家の有効利用
- 優良農地の確保、荒廃農地の防止
- 森林の整備・保全の推進

###### b 暮らしと産業を支える取組

- 企業の新規立地の促進

###### c 快適な生活環境の創造とすべての人に対する配慮

- すべての人が円滑に利用できるよう配慮された生活環境の整備

###### (イ) 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

- 自然環境の保全・再生を進め、「森～川～里～湖」の連環による生態系ネットワークの形成
- 自然環境の有する多様な機能を活用した取組の推進

###### (ウ) 安全・安心を実現する県土利用

- ハード・ソフト両面の防災・減災対策
- 災害リスクの高い地域の土地利用を適切に制限

###### (エ) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

- 自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に推進

###### (オ) 多様な主体による県土管理

- 地域主体の取組の促進
- 多様な主体の参画による県土管理

## (2) 地域類型別の県土利用の基本方向

### ア 都市

- 都市機能や居住の集約化等
- 低・未利用地、空き家の有効利用
- 災害リスクの高い地域の都市化の抑制

### イ 農山漁村

- 農林水産業の成長産業化等による就業機会の確保
- 二次的自然に対応した野生生物の生息・生育環境の適切な維持管理

### ウ 自然維持地域

- 自然環境の再生・保全、気候変動への順応性の高い生態系の確保
- 琵琶湖の水源涵養上重要な森林の維持・保全

## (3) 地域別の県土利用の基本方向

- 滋賀県国土利用計画（第五次）の地域別の県土利用の基本方向に定めている。

## (4) 土地利用の原則

### ア 都市地域(市街化区域等・市街化調整区域・その他)

- 環境の負荷の低減および集約化に配慮した持続的かつ機能的な都市基盤の整備、災害に対する安全性の向上等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進する。
- 市街化区域等は、今後新たに必要とされる宅地および都市施設等を計画的に確保、整備することを基本とする。

### イ 農業地域(農用地区域・その他)

- 農用地が、様々な重要な役割を果たしていることから、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに荒廃農地の発生防止と解消に努める。

### ウ 森林地域(保安林・水源森林地域およびその他)

- 森林地域の土地利用については、県土保全などの多面的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることから、森林の有する諸機能が発揮されるようその整備を図る。
- 水源森林地域等の森林は、近畿圏における水資源の安定供給に寄与している琵琶湖の水源の涵養などに重要な役割を果たすことから、多面的機能の維持増進を図るものとする。

### エ 自然公園地域(特別地域・普通地域)

- 自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養および教化に資するものであることから、優れた自然の保護と適正な利用を図る。

### オ 自然保全地域(原生自然環境保全地域等) (※滋賀県内には存在しない)

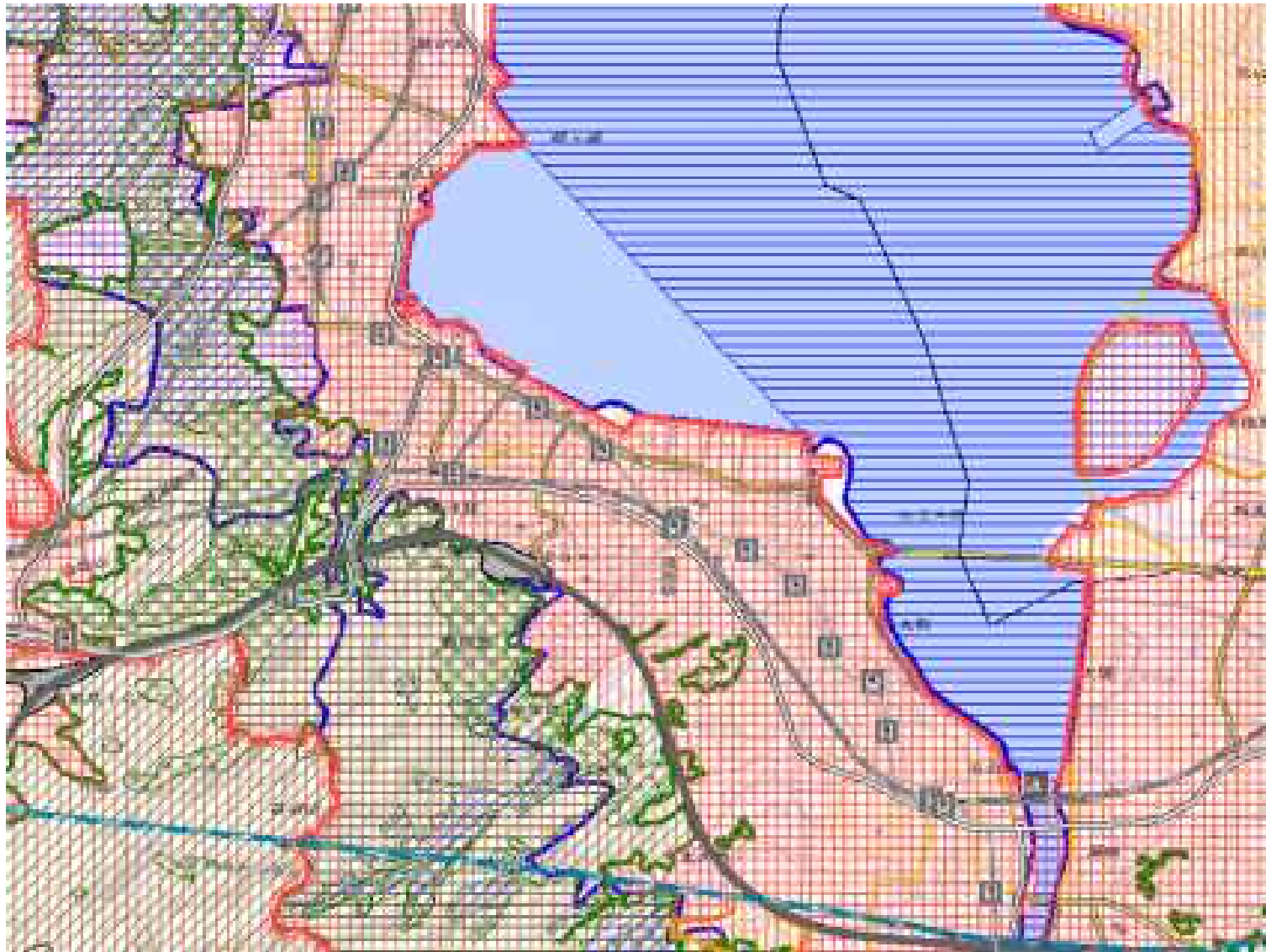
- 自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、積極的に保全を図る。

## 2 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

5地域区分	5地域区分 細区分	都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域		
		市街化区域及び用途地域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	原生自然環境保全地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域	■											
	市街化調整区域	⊗	■										
	その他	⊗	⊗	■									
農業地域	農用地区域	⊗	←	←	■								
	その他	⊗	①	①	⊗	■							
森林地域	保安林	⊗	←	←	⊗	←	■						
	その他	②	③	③	④	⑤	⊗	■					
自然公園地域	特別地域	⊗	←	←	←	←	○	○	■				
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	○	⊗	■			
自然保全地域	原生自然環境保全地域	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	←	⊗	⊗	■		
	特別地区	⊗	←	←	←	←	○	○	⊗	⊗	⊗	■	
	普通地区	⊗	○	○	○	○	○	○	⊗	⊗	⊗	⊗	■

[凡例]

- ⊗ 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ← 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する。
- 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る。
- ① 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。
- ② 原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める。
- ③ 水源涵養等の多面的機能を有する森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。
- ④ 原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める。
- ⑤ 水源涵養等の多面的機能を有する森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める。
- ⑥ 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図る。



- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 中心地の周辺地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国営林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区



図の中心位置： 35.003, 135.878 (北緯,東経) 縮尺 1:50000